

漢文日記敍述と漢籍

——攝關家の日記としての『後二條師通記』——

中丸貴史

一、はじめに

近代國民國家の要請で成立した「國文學」は、その對象を「假名」テクストに特化したために、貴族たちが漢文で記してきた日記については等閑視してきた。歴史學においてこれらのテクストは「史料」として扱われてきたが、記主がなぜ漢文で、また、どのような漢文で日記を記したかということについてはほとんど意識されることはないなかつた。しかし、現在では國民國家がつくられた枠組みで、これまでの學問がそれに規定されてきたということはすでに明らかであり、これをふまえて東アジア地域から文學現象をとらえていこうという研究動向は活發化する一方である。

本稿では漢文日記、なかでも論者がこれまで考察を進めてきている藤原道長の曾孫で、院政期初頭の關白藤原師通（一〇六二～一〇九年）の『後二條師通記』を中心とする。東アジアの古典たる漢籍と漢文日記との關係を攝關家の日記という視點から論じることによって、東アジア文化圈のなかの日本における漢文のあり方の一端を明らかにしようとするものである。⁽¹⁾

二、「後二條師通記」二つの本文

『後二條師通記』（以下『師通記』）が書かれた時代は白河院による院政の始まりの時期にあたり、師通は三十八歳という若さで亡くなるわけだが、結果として攝關家の衰退を加速させることとなつた、まさに時代の轉換期にあたる。

攝關家嫡流の日記⁽²⁾、といふ點から言うと、曾祖父にあたる道長は『御堂關白記』が自筆本も含めて多くが残つてゐるが、祖父の賴通は殆ど日記を記さなかつたようである。⁽³⁾父師實の日記も断片的にしか傳わらない。となると、攝關嫡流の日記は道長の『御堂關白記』以降は、『師通記』がまとまつて殘るのみである。この二つは攝關家嫡流の日記として共通するものがある一方、しかし『御堂關白記』と『師通記』には、なにか根源的な相違があるものと考へていて⁽⁴⁾、さて、『師通記』には、書き始めにあたる永保三年（一〇八三）から應徳二年に至る三年間、古寫本で二種類のテクストが現存する。⁽⁵⁾たとえば次にあげた永保三年二月二日條と同年二月二十六日條を見てみたい。

〈永保三年二月二日條本文A〉

天晴、指事不侍、但殿下宇治殿參入御坐、何等事不侍、

〈同日條本文B〉

晴、春日祭也、但殿下參御宇治殿、御忌日也、餘不能參入云々、

〈同年二月二十六日條本文A〉

天晴、大炊殿參、別事侍不、亥剋許雨降、殿下內御宿參給者也、

退出了、

〈同日條本文B〉

晴、參大炊殿、入夜雨降、殿下宿内給者、

二月二日條本文Aは「天晴る。指事侍らず。但殿下のみ宇治殿に參入し御坐す。何等事侍らず」、二十六日條本文Aは「天晴る。大炊殿に參る。別事侍らず。亥の刻ばかり雨降る。殿下、内の御宿に參り給ふてへりなり。退出しをはんぬ」と訓むことができる。とくに注目したいのが兩日條の本文Aに付した傍線部である。上からそのまま讀むことができるとができる、和語の語順となっている。それに對して、本文Bは漢語の語順にのつており、しかも二月二日條の波線部のような新しい情報が付け加えられているのである。この新情報があるおかげで、本文Aにある「ただ殿下（＝父師實）のみが宇治殿に參られた」という、「但」の意味が理解されるのである。春日祭ではあるが、父師實のみが祖父賴通の御忌日であるために宇治殿に參られたということである。二月二十六日條本文Bは「晴れ。大炊殿に參る。入夜雨降る。殿下内に宿し給ふてへり」と訓むことができるが、ここには新しい情報は付け加えられていないが、本文Aにある「別事侍不」や、「御」「參」「也」「退出了」などの表現を削いで、情報を簡潔に記述している。

この二つの本文のうち、本文Aは具注暦に日次に書き継いだテクス

トであり、本文Bは本文Aの漢文を正格表記になおし、情報を整理したものであるという見解を以前示したことがある⁽⁶⁾。本文Aの和語の語順のままの表記に關しては、川崎惠津子が指摘しているように、日記の書き始めにあたって「和習の著しい段階」であつたために、後にそれを修正したのが本文Bであり、日記の本文も師通の漢學の進展に伴つて徐々に措辭・語法が整つてくるという認識であった。

しかしながらそうした認識ははたして妥當であろうか。「和習（和臭）漢文」「變體漢文」「純漢文」「正格漢文」といった、一方が「正體」といつた概念にとらわれすぎていたのではないか。そもそもさきにあげた「大炊殿參」のような極めて初步的な「述語+目的語」間に轉倒すらわからないはずはないのではないか。もう少し別の論理を考えるべきではないのか。つまり、たしかに本文Aを書きなおしたのが本文Bであるわけなのだが、「和習」「變體」である文體の措辭・語法を「正格」漢文に直した、というレベルの問題で片付けてしまつてよいのだろうか、と本稿では問題にしたいのである。

三、攝關家の日記

そこでヒントとなりそなのが「攝關家の日記」という視點である。同じ漢文日記と言つても記主の置かれた立場や環境によつて傾向が出てくることはいうまでもない。「師通記」であれば「攝關家の日記」という視點が必要なのではないか⁽³⁾。

次にあげたのは『御堂關白記』長保二年（1000）四月八日條である。

宮女官絹給、供奉被物給、

訓讀は「宮（中宮彰子）の女官に絹を給ひ、供奉（中宮に供奉した人びと）に被物を給ふ」となる。續く寛弘元年（一〇〇四）一月二十六日條も、

爲理牛四頭獻、右大辨・勘解由長官・大夫史奉親・律師慶命各一頭志、隨身胡籤等奉、

で、「爲理（菅原）牛四頭を獻る。右大辨（行成）・勘解由長官（藤原有國）・大夫史奉親（小楓）・律師慶命の各に一頭を志す。（爲理は）隨身の胡籤等を奉る」と訓むことができる。兩者には、上から和語の語順に従つてそのまま讀むことができるという共通點がある。⁽¹⁰⁾ 小山登久は、これらの文體は他の日記に對して「御堂關白記」「師通記」、そして師通の息子の忠實の「殿暦」、つまり攝關家嫡流の日記群に共通してあると指摘している。⁽¹¹⁾ 參考までに「殿暦」の例も次にあげておく。

（康和二年（一一〇〇）正月五日條）※傍線部が該當箇所
宿所_二還_一參殿下、申事趣、其中檢非違使四人冠給條、頗多敍之由
所被仰也、⁽¹²⁾

（永久四年（一一一六）正月二十三日條）

内府和琴一張予_二被志、

また、小山は「破格の類型の使用が記主の文章（漢文）作成能力の低さに起因するとは考えられないことなどを總合して考へると、平安時代の公家日記の文章においては、破格の類型は表記上の一つの形式として定着していくと推察される」とも述べている。となると、先にあげた「師通記」の本文Aのような和語の語順にのつとて書いたものは「攝關家の文體」として評價できるのではないだろうか。

以上述べたことを師通の息子の忠實の言談を筆録した『中外抄』から見てみたい。まずは上の二十九である。

六年七月四日。候御前。仰云、吾_一若かりし時_二文事依大切_一參法輪寺申云、壽を小召_二、文の事を可授給之由、申請之。此事_二後日外舅大納言宗俊并民部卿（名不被仰。經信歟）語示之處、答云、凡不可候事也。御堂宇治殿。大殿才學ハ勝入てやハ御坐せし。されども無止人にてこそをハしませ。是可令申直給也。仍參入して申直了。又以阿闍梨（名忘了）申直了。仍學問志_一雖切依思此事_二強_一不沙汰き。於壽者父并祖父_二勝申了。

ここでは若い時に學問を大切に思つた忠實が、壽命を縮めてでも學問を、と願つたが、このことを外舅である藤原宗俊や民部卿に語つたところ、大反対されて、傍線部のように言われたのだとある。傍線部には、御堂、つまり道長も、宇治殿、つまり賴通も、大殿、つまり祖父師實も、學問においては人より勝つていたわけではないが、やんごとなき人であつたなどいう。ここで師通について言及されないのは、師通が學問に勵んだからであるが、これについては後述するとして、ここでは、攝關にとつては學問以上に重要なことがあると認識されていることが確認できればよい。

つづいては下の二である。

故_一殿、我_二前_一居_二、これ_一文不通_二、無術ワザカナト被仰しかば、關白攝政_一詩作_二無益也。公事大切也。學文せさせ給べき様_一、紙三十枚_二續_一通國様の物_二御傍_一居_二、只今馳參_一可令書給。又今日天晴。依召參內_一可令書給。君不知食文字候_一、可令問彼給。件文二卷、タ_一令書給_二、うるせき學生也。四五卷_一及_二不能左右事也。仍かやう_一せし程_二、日記無程見てき。ここではこの直前に院政期の大學者大江匡房について語られている。そして「故_一殿」が、岩波新大系の注でも述べられているように故

二條殿、つまり師通のことであると考えられるが、忠實が勉強しないことを匡房に嘆くと、匡房は、攝關には詩作は無益であり、公事が大切なのだと説いているわけである。そして大江通國のような學者をそばにおいて「只今馳參」「今日天晴」「依召參内」などと書かせ、わからない文字があれば、通國に聞けばよいのだという。これを二卷も續ければもう立派な學者であるし、四五卷にもなればもう文句のつけようがないのだ、と匡房が言つたというのである。

次にあげた下の三十も内容が重なる。

我參詣之時^ニ故殿仰云、此男學問^ヲせぬこそ遺恨なれと被仰しかば

匡房卿申云、攝政關白必しも漢才不候ねども、やまとだましひだにかしこくおはしまさば、天下^ハまつりごたせ給なん。紙を四五

卷續^テ只今可令馳參給、今日天晴など令書可給。十廿卷だにか、せ給なば、學生^ノならせ給なんと申き。

ここでも繰り返されるのは攝關には「漢才」よりも「やまとだましひ」なのだ、ということである。

『中外抄』は老いた忠實が語つたことを中原師元が筆記したという點で、そのテクストの論理とレトリックについては注意深く読み取る必要があるが、しかしどうやら攝關にとつては學問、漢才よりも公事が大切であるという認識はあつたようである。忠實の父である師通が學問をしたことが暗に示されていることも注意しておきたい。

また、上八十三には、日記は澤山は不要で、簡潔に書きなさい、といつた日記觀もみられ、攝關家においては漢學に基づいた文體よりも、簡潔な内容と公事への利便性のほうが重視されたということがでかるだろう。こうした認識は先の『師通記』の文體や『御堂關白記』『殿曆』の文體と重なるものがある。

つまり、ここには中國の漢文を「正格」とし、日本の漢文日記の文體を「變體」あるいは「和習（和臭）」とするような、ある意味ネガティブな概念だけではとらえられない問題をはらんでいるのではないだろうか。ピジンやクレオールのような、日本的に變容した、あるいはその一つとしての攝關家の文體というとらえ方が必要なのではないか、より踏み込んで言えば、漢文日記の文體を「變體漢文」「和習（和臭）漢文」という風に表現するのではなく、積極的に「日本漢文」として議論していくことが必要なのではないだろうか。⁽¹⁶⁾

四、『師通記』と漢學

これまでの議論を整理すると、本文Aから本文Bが作られて、これは和習（臭）漢文から正格漢文というとらえ方だけでは不十分であるということを述べてきた。本文Aを「和習（臭）」とか「變體」といふとらえ方だけではなく、「攝關家の文體」という觀點から見ることができるのでないか、というわけである。しかし、となると、本文Bは「攝關家の文體」からはズレが生じてくるわけで、なぜ本文Bがつくられたのか、という疑問が出てくる。

加えて本文Bは「攝關家の日記」の性格から外れるばかりか、同時にこれまでの見解、つまり本文Bは本文Aを「正しい」漢文に直し、情報を整理した本文であるとする見解では解決できない本文があるのである。永保三年二月十日條を見てみたい。まずは本文Aである。天晴、未時許六條院參、後申剋雨降、即晴了、日入程退出了、傍線部の天氣を述べたところが、本文Bでは次のように書きかえられている。

天晴、未剋參六條院、申時微雨、漢天雲收、日脚曜輝、日山漸入

隱、予歸宅。

むしろ當初の本文である本文Aのほうが情報として簡潔であるのに對して、書き換へられた本文Bは、きわめて敍景的な表現となつてゐる。つづいて應德二年一月十三日條を見てみたい。

〈本文A〉

法勝寺參、天晴雪下、別事不候者也、

〈本文B〉

晴、參法勝寺、雪飛續紛

本文Aでは簡潔な天候表現で「雪下（雪下る）」とあるところを、本文Bでは「雪飛續紛（雪飛ぶこと續紛たり）」と「續紛」という語を用いて表現している。

こうしたテクストは、正格漢文に直す、情報の整理をする、といつたことでは説明できないものである。また單に文學表現であるとか漢詩的表現という段階で思考を停止させるのではなく、漢文日記を敍述することにおいて、こうした表現をすることの意味を問いたいのである。本稿の場合でいえば「雪下」から「雪飛續紛」へと書き変えたことの意味を考えてみたいのである。そして、これを考える際に重要なヒントとなるのが師通の漢學なのである。

師通は先にみた『中外抄』の記述にも反するような、攝關家嫡流にもかかわらず學問をよくした。そして『師通記』には多くの學習記録や漢籍引用、漢籍由來の表現を見ることができるが、なかでも『文選』の謝惠連の「雪賦」を典據としたと考えられる表現が目につく。次にあげたのは「雪賦」本文であるが、傍線部のアルファベットは以降にあげる『師通記』が引く「雪賦」引用部分と對應する。

歲將暮、時既昏。A寒風積、愁雲繁。梁王不悅、游於兔園。迺置旨酒、命賓友。召鄒生、延枚叟。相如未至、居客之右。B俄而微

霰零、密雪下。王迺歌北風於衛詩、詠南山於周雅。授簡於司馬大

夫、曰、抽子祕思、騁子妍辭。侔色揣稱、爲寡人賦之。相如於

是避席而起、逡巡而揖。曰、臣聞、雪宮建於東國、雪山峙於西

域。岐昌發詠於來思、姬滿申歌於黃竹。C曹風以麻衣比色、楚謠

以幽蘭儂曲。D盈尺則呈瑞於豐年、袤丈則表珍於陰德。雪之時義

遠矣哉。請言其始。若遯玄律窮、嚴氣升。焦溪涸、湯谷凝。火井

滅、溫泉冰。沸潭無湧、炎風不興。北戶墐扉、裸壤垂繪。於是河

海生雲、朔漠飛沙。連氣累靄、掩日韜霞。霰澌瀝而先集、雪紛

糅而遂多。其爲狀也、散漫交錯、氣氤蕭索。藹藹浮浮、灑灑奕

奕。E聯翩飛灑、徘徊委積。始緣覺而冒棟、終開簾而入隙。初便

娟於墀廡、末繁盈於帷席。既因方而爲珪、亦遇圓而成璧。眄隰則

萬頃同縞、F瞻山則千巖俱白。於是臺如重壁、達似連璫。庭列瑤

階、林挺瓊樹。皓鶴奪鮮、白鷗失素。紈袖慙冶、玉顏掩姱。若廻

積素未虧、白日朝鮮、爛兮若燭龍銜燿照昆山。爾其流滴垂冰、綠

鬱承隅、粲兮若馮夷剖蚌列明珠。G至夫續紛繁鶩之貌、皓旰皦絜

之儀、廻散繁積之勢、飛聚凝曜之奇、固展轉而無窮、嗟難得而備

知。若迺申娛翫之無已、夜幽靜而多懷、風觸楹而轉響、月承幌而

通暉。酌湘吳之醇酎、御狐貉之兼衣。對庭鵠之雙舞、瞻雲鴈之孤

飛。踐霜雪之交積、憐枝葉之相違。H馳遙思於千里、願接手而同

歸。（後略）

まずは寛治五年十二月二日條本記を見てみたい。

九霄雲滿、雪飛積庭、深及尺寸、萬人眼驚、寒氣無極、池水結

冰、衆木如花、眺望神妙歎、B密雪正下、

本文冒頭から「九霄に雲満ち、雪飛び庭に積もる。深さ尺寸に及び、萬人の眼驚く。寒氣極まり無く、池水氷を結び、衆木花の如し。眺望神妙なるか」、そして、傍線部B「密雪正に下る」となる。ここは「雪賦」の「俄而微霰零、密雪下（俄にして微霰零り、密雪下る）」に據る一文であろう。雪が降る風景を莊嚴に表現しているが、この日は、先月三十日より行われていた法成寺法華八講のクライマックスにあたる五巻の日であつた。なお結願の日である四日條も「九霄雲満」の表現が見られる。

續いては寛治五年十二月十四日條別記である。こちらはすでに大日本古記録で「此ノ文、文選所收謝惠連雪賦ニ倣ヘル跡アリ、而シテ滿ノ字、文選ニハ積ニ作ル」と指摘されているように、先ほどよりもより明らかに「雪賦」の表現を多用している。

十四日、戊辰、朝聞雲満、雪飛似花、庭中無積、暫之天晴、爲高階能遠朝臣使也、御消息云、正月一日行幸六條院、而移馬事被仰也、予跪以謹承畢、相待殿上御馬、以可左右歟、廄馬瘦無極耳、
 (中略)
 A寒風夜積、碧落雲繁、人遊蓮府、B俄密雪下、園中燒酒、心中漸〔脱アルカ〕、C奴婢以麻衣堪於寒氣、遙望三千界、E連翩飛灑、徘徊委滿、

冒頭には「朝の間雲満つ。雪飛ぶこと花に似る。庭中積もること無く、暫くして天晴る」とあり、それから翌年正月の朝観行幸の準備についての記事があり、最後に傍線A「寒風」以下の記事がある。傍線部がすべて「雪賦」に據つた表現である。

順にみていくと、傍線A「寒風夜積もり、碧落の雲繁し」は「雪賦」では「寒風積、愁雲繁（寒風積もり、愁雲繁し）」となつてゐる。

（暖まつてくる）」というようになるだろう。

『師通記』では「夜」が付け加えられ、「愁雲」が「碧落雲」となつている。そしてこの變更は『千載佳句』『和漢朗詠集』ともにおさめられる許渾の「青山有雪諧松性、碧落無雲稱鶴心（青山に雪有りて松の性を諧んず、碧落に雲無くして鶴の心に稱へり）」（『千載佳句』「眺望」八八二・『和漢朗詠集』「松」・四二二）という一句を讀むことで理解される。つまり、この許渾の句は、青（あるいは綠）と白の対比を詠んでゐるのである、この師通の一文の場合は「夜」であるから「黒」、そこに、晝闇であれば青い空であるけれども、今は「夜」だから「黒」い「碧落」に「白」い「雲」がどんよりと浮かんでゐるといふ、白と黒の対比を描いたわけである。ここは「冷たい風が夜に吹き募り、天空には雲がどんよりと浮かんでいる」となるだろう。

つづく「人蓮府に遊び、俄かに密雪下る」だが、「蓮府」は、晉の大臣であつた王儉が蓮を愛して自邸に植えたといふ故事（『南史』庾杲之傳）によるもので大臣の邸宅をいふ。寛治五年は左大臣が源俊房、右大臣が源頼房、内大臣が師通であつたが、この場合は師通の邸宅であろう。つづく傍線B「俄密雪下」は「雪賦」の「俄而微霰零、密雪下」によるものであることは、先にみた十二月一日條本記からも明らかである。「人々が大臣の邸に赴き遊宴をしていると、俄に雪がしつとりと降つてくる」となるだろう。

つづいて、「園中燒酒、心中漸」であるが、「燒酒」は蒸留酒の一種で、白居易の詩にも出でてくる。⁽¹⁵⁾後半の「心中漸」の部分は大日本古記録の注にもあるように、文字が不足しているところと考えられる。前の關係から類推すると、暖かいという意味の「暖」や「溫」などが入るのではないだろうか。つまり、「邸内で爛酒を飲み、心中は漸く（暖まつてくる）」というようになるだろう。

次は傍線C「奴婢麻衣を以て寒氣を堪へ」だが、「雪賦」では「曹風以麻衣比色（曹風は麻衣を以て色を比べ）」、つまり『毛詩』の曹風の「蜉蝣」では蜉蝣（蜻蛉）が地中から出てきたときの白さを麻布に例え、その白さを雪の如しとした、とある。これをふまえて『師通記』の本文では、奴婢は粗末な麻の衣を着てこの寒さを堪えている、と同時にその麻衣の白さが雪の白さと重なつてくるのである。

そして最後、「遙かに三千界を臨めば、連翩として飛び灑ぎ、徘徊して委もり満つ」であるが、「三千界」というのは三千世界のことで佛教語、「あらゆる世界」という意味になるが、ここでは「廣大な天地」と解釋しておく。その次が傍線Eとしたものだが、「雪賦」の「連翩飛灑、徘徊委積（連翩として飛び灑ぎ、徘徊して委もり積もる）」と對應する。しかも『師通記』では最後の「積」が「満」に變えられただけである。解釋としては「廣大な天地を望むと、雪は絶え間なく飛び回り、留まつては降り積もる」となるだろう。

この日は實際には雪が降つても積もらなかつたとあるので、必ずしもこの日の情景であるとは言えなさそうだが、むしろこの日の情景である必要はないのだ。この前後は雪の記事を多く見ることができる。「雪賦」に據りながらも、自らが「雪」をテーマとして世界觀を表現したといつていいだろう。

次は翌年の寛治六年十一月三日條である。

晴、萍物忌也、若狹守行綱朝臣令申罷下之由、聞耳根畢、一昨日

從孝言許、金樓子（十卷）・大唐六典（三十卷）、等所得、

D注文選十三卷、雪賦云、豐年必積雪、見注云々、又見毛詩云々、裏書、去月廿一日殿下舊曆四卷也、依事爲四卷云々、寛仁之比、

守道作四卷者、

不例之後、食香水云々、

傍線以前では、師通の學問の師でもある惟宗孝言より『金樓子』・『唐六典』を召したことが書かれていて、裏書では「舊曆」について書かれている。この「舊曆」については詳細不明であるが、本文に「寛仁のころ、賀茂守道が作った」云々とあるので守道の作った暦のことだろうか。ちなみに『御堂關白記』の寛仁年間の具注暦の暦の最後の部分（暦跋）にも作成者として賀茂守道の名が見える。こうした記事の中に傍線Dがあることは注意しておくべきであろう。

ここには「注文選十三卷、雪賦に云ふ、豐年には必ず積雪あること、注に見ゆ云々、又毛詩に見ゆ云々」とあるわけだが、これは『文選』本文でいえば對應する傍線D「盈尺則呈瑞於豐年、袤丈則表沴於陰德（尺に盈つれば則ち瑞を豐年に呈し、丈に袤れば則ち沴を陰徳に表す）」による。ここに李善注には、

左氏傳曰。凡平地尺爲大雪。毛萇詩傳曰。豐年之冬。必有積雪。

金匱曰。武王伐紂。都洛邑。未成。雨雪十餘日。深丈餘。漢書

曰。氣相傷謂之沴。沴。臨梗不和意也。春秋潛潭巴曰。大雪甚厚。後必有女主。天雪連月。陰作威。宋均曰。雪爲陰。臣道也。

とあり、傍線部のように『毛詩』が引かれ、「毛萇詩傳に曰く、豐年の冬、必ず積雪有り」とある。そこで『毛詩』本文にあたると、小雅「信南山」の「上天同雲。雨雪雰雰（上天に雲同まり、雪を雨らすこと霧なり）」に「豐年之冬、必有積雪」と毛萇が注を付している。つまりこの『師通記』の記事は『文選』「雪賦」から、李善の注、そして『毛詩』とテクストの典據をたどっているのである。「雪賦」から知の廣がり、表現、思想の重層性を見ることができるのである。

『師通記』の以上のような記事からは「雪賦」引用が單なる風流韻

事ではない、つまり、雪の降り方が、豊作とかかわる、民の生活、まつりごと、とかかわる實際的な重要な問題であったということがわかるわけで、『金樓子』『大唐六典』や『舊曆』などとともに書かれる共通點は、まさにそこにあつたのである。この當時、詩作の多くが、詞を飾ることを目的とした文飾としての機能に墮ちていたのだが、師通のこうしたあり方は、單なる表現レベルではない、それとは一線を画すものであることがみてくる。

次にあげた寛治七年正月八日條も大雪であると豊年であるという思想を踏まえたものである。

拂曉雪下、積庭上三寸許也、依風氣而御齋會不能參仕、已剋D大

さて、次は寛治六年十一月二十三日條を見てみたい。

早日開戶大雪、委積六七〔寸歟〕許也、F瞻山峰則千巖俱白、臺如重璧、遼如連瑤眺望無疆、心經萬卷分別被供養、五千卷自右府許、五千卷於予許設之云々、

この日は般若心經の一萬卷供養がおこなわれたのだが、この日の朝、師通が戸を開けたら大雪であった。そのときの状況を『文選』『雪賦』のF「瞻山則千巖俱白。於是臺如重璧、遼似連瑤（山を瞻れば則ち千巖俱に白し。是に於て臺は重璧の如く、遼は連瑤に似たり）」をほぼそのまま借りて表現したのである。先にみた記事と同様、信仰に對する感情が雪景色をこのように表現させたのである。しかし考えてみれば信仰も極めて實際的な問題であったのである。

つづいては寛治七年正月十三日條である。

十三日、辛卯、晴、午剋B飛雪密下、不積庭中、有夜召外記、雅仲參、七日會馬助清宗所遲參也、仰可令急狀之由、外記承了、

殿下「脱アルカ」法勝寺給之由、傳所承也、
裏、雪頻降事、隨時變改、見文選第一、但二月以後有禁忌歟、左
大辨返事云、有感難「歎カ」事云々、南殿御障子賢聖圖目錄、
〈卅二人、〉

傍線部B「飛雪密下」も先にも見た「雪賦」の「俄而微霰零、密雪下」によるものであろう。そして裏書には「雪頻に降る事、時に隨ひて變改す」とあり、それは「文選第一」に見ることができるとあるのだが、「隨時變改」の語は『文選』の序に「文亦宜然。隨時變改（文も亦宜しく然るべし。時に隨ひて變改す）」とある。

『文選』の序は、ものごとの起源に絡めて文字、そして文學の起源を語る。素朴な車が玉で飾り立てた美しい車へと進化する、水が冷たい氷に變化するように、文章も「隨時變改」、時に隨ひて變化していくものであるといふ。となると、この裏書の意味するところは何なのか。師通は、日々の天氣を記していくなかで、雪が降つて積もつたり溶けたりしていく、それは天氣だけでなく人事物事それぞれにもいえることで、常に同じものはない、變化してゆくのだ、ということをみているのではないだろうか。

また「但し二月以後禁忌有るか」とあるが、これは、先ほど降雪と豊年の關係を述べた傍線D「盈尺則呈瑞於豐年、袤丈則表滌於陰德」の李善注に「天雪連月、陰作威（天雪なること連月、陰威をなす）」とあることをふまえているようである。また同じ李善注には「雪爲陰。臣道也（雪陰を爲す。臣道なり）」ともある。要するに雪が降れば陰の場所は必ずできるわけで、陽の部分が君主の道ならば、陰の部分は臣下の道であるというのである。ここは積雪が一尺に及べば豊年の兆しだあるというが、丈にまで及ぶと陰の氣が強くなりすぎると

あつたわけだから、降雪を君臣の関係に例えているのである。兩者の氣のバランスが天氣に表れているとみたのである。

これを理解していると次にあげた翌月の同じ十三日條も理解することができる。

十三日、庚申、陰、盡日雪降、變改逢〔葉室本ニ違〕氣不決〔快
力〕云々、大略見文選、庭上不積、召大内記、新司有賞事、被
仰下加階事云々、於内大死穢云々、奉幣定延引、

まず、本文の「逢」という字であるが、轉寫本の一つである葉室本では「違」となっているが、こちらの方が意味としては通じるのでないかと思う。また「決」も「快」であろう。これで解釋すると、「陰、盡日雪降る。變改の氣に違うこと不快云々。大略文選に見ゆ。庭上に積もらず」つまり終日、雪が降る、變改の氣、變化の流れと違うよう、そんな状態であることは不快である、これについては『文選』に見えるというわけである。先月條にも師通が引いていた「隨時變改」の語が『文選』の序にあつたが、これは雪が降ることも自然の攝理として移り變わってゆくものなのだとしだったわけだが、それに對して今月も雪が降り、言わば先月と同様の状況を呈している、つまりこれは隨時變改ではなく「不變」、變わらないという状況であるから「不快」だと書いているのである。先月條に「二月以降禁忌あるか」とあつたのはこの記事とも對應している。雪が二月も續いたら「禁忌」なのである。

以上、見てきたように、雪が積もるか積もらないかということは、單なる自然現象ではなくて、豊作であるとか、あるいは君臣の関係にまで關係してくるような問題ととらえられてきた。

この流れで、師通も使用している「委積」という語について、小

野泰央の指摘⁽²⁾を参考に考えていただきたい。まず「委積」の語は、「雪賦」の傍線Eに見ることができる。この部分を九條家本文選では「ツモリツモレリ」と訓んでいる。一方で小野はこの「委積」が次にあげた『周禮』地官「遺人」に見られる語であることを指摘している。

掌邦之委積、以待施惠。鄉里之委積、以恤民之艱阨。門關之委積、
以養老孤。郊里之委積、以待賓客。野鄙之委積、以待羈旅。縣都
之委積、以待凶荒。

邦の委積は施し恵みのために備え、郷里の委積は、民の惱みや苦勞を救うもので、門や關所の委積は、子供のいない老人を養うもの、郊外の村落の委積は、賓客のため、野鄙の委積は、旅人のため、縣都の委積は凶荒のときには備えるものである、という。ここで言われている「委積」はあつめてたくわえること、貯蓄したもの、緊急時の備えなどの意味となる。

また、『後漢書』列傳十八下「馮衍傳」には次のようにある。

夫伐冰之家、不利鷄豚之息。
〔委積之臣〕不操市井之利。

「伐冰之家」つまり、葬儀の際に貴重な氷を賜わることのできる卿大夫以上の家においては、家畜の息にまで利益を求めず、「委積之臣」つまり、蓄えのある臣は庶民の利益にまで觸手を伸ばさないというのである。

『師通記』における「委積」の用例は次にあげた五例である。

〔寛治六年十一月二十三日條〕（前掲）

陰、白雪紛飛、〔委積〕砂庭、

〔寛治六年十一月二十四日條〕

冰如鏡、纔有水鳥、

〈寛治七年正月八日條〉（前掲）

〈寛治七年十二月二十九日條〉

今朝開戸、白雪天降、委積庭上、雪深五寸、
すべての用例が寛治六年以降であり、うち二例は「雪賦」を意識して
書かれた記事に出てくる。『後漢書』の馮衍傳は列傳の十八下にあた
る。列傳十八下は少なくとも寛治六年八月二十七日條以前に學習が終
わっているので⁽²³⁾、となると、これまでにみてきた『文選』の學習方法
などからも、「委積」の語を、師通は單なる「つもりつもる」の意だ
けではなくて、『周禮』や『後漢書』などに使われる意味も心得てい
たであろうことは想像に難くないのである。

五、寛治五年といふ年

以上みてきたように師通は『文選』「雪賦」をふまえるかたちで雪
に關する表現を多用していた。そしてそこには單なる表現レベルの問
題では片付けられない、政教的な意味合いを読み取っていたことも見
えてきた。

ここで「雪賦」引用が見られる年季について確認してみたい。管見
の限りすべての用例について本稿で言及済みであるが、あらためて確
認すると、寛治五年十二月二日條本記を初見として、同年十二月十四
日條別記、同年十一月三日條、同年十一月二十三日條、同七年正月
八日條、同年正月十三日條、同年二月十三日條である。これらはすべ
て寛治五年以降に見られることがわかる。ここに注目したい。

この寛治五年という年は『師通記』が極めて意識的に記される年で
ある。その一つとしては、日記を同時に二種類記していること⁽²⁴⁾である。
どうやら寛治五年といふのがひとつのかぎりそなうな年である。

があげられる。こちらの二つの本文は永保三年からのそれとは全く違
うものである。永保三年からの二つの本文は一方を書きなおした結
果、二つの本文になつたものであつたが、寛治五年の二つの本文は、
ほぼ同時並行的に書き記された本文なのである。また、この二年前に
新帝堀河天皇が元服し、この年には父師實の五十算賀が行われ、師通
自身も三十歳にならんとし、前年の金峯山詣にひきつづき、曾祖父道
長の例を模範として曲水の宴をおこなつたのもこの年であつた。實際
に師通が師實に代わって關白ならびに氏長者となるのはこの三年後の
寛治八年のことである。寛治五年は皇室も攝關家も世代交代の途上に
あり、師通が攝關家の繼承を強く意識していたことは間違いない。そ
れが日記にも表れているのである。

「雪賦」引用が寛治五年以降であることは確認した。そして先の
「委積」の用例は寛治六年以降であった。これらの記述に關連して本
稿では、「雪が積もること」と「豊作」「君臣」などの關係についてみ
てきたが、こうした「思考」は、雪が積もつた時だけではない。「積
もらなかつた」という意識も、言わば「積もる」ということを意識す
ることによって出てくるのであって、「積もつた」も含めて、そうし
た「積もらなかつた」という記事に注目すると、寛治四年正月十五日
條以降、「積」あるいは「不積」という形で雪の降り様が書かれてい
ることがわかる。これも寛治四年以降に書かれるようになることに注
意しておきたい。

雪をめぐる思想のようなものが、寛治四、五年以降に、『師通記』
において表出されてくる、といつてよいだろう。逆にそれ以前は雪に
ついて記述するにしても極めて簡単な記述に終始しているのである。

が、實はこの寛治五年から七年くらいのあいだに本文Bが作成された
といふことも判明している。⁽²⁾ そうなると先に見た應德二年の一月十三
日條の二つの本文の問題は解決する。

當該條の本文Aでは單に「雪下」としていたところをわざわざ「雪
飛續紛」と書きなおしたのが本文Bであったが、ここに使われてい
る「續紛」の語は『文選』『雪賦』にも使用されている語なのである。
『雪賦』本文の傍線G「夫續紛繁驚之貌（夫の續紛繁驚の貌）」にあた
る箇所である。

「續紛」の語は、「續」も「紛」も盛んであるとか亂れるなどの意
をもつ語であり、二語で連繕語を形成している。であるから『楚辭』
「離騷」の「時續紛其變易兮（時は續紛として其れ變易す）」、『漢書』
卷八十七上「楊雄傳」の「暗槩以其續紛（槩を暗くしむるは其れ續紛
たるを以てするなり）」、張衡「思玄賦」（『文選』卷十五）の「思續紛
而不理（思ひ續紛として理まらず）」では入り混じって乱れるさまを
言い、入り混じり乱れるのが花であれば陶淵明「桃花源記」の「落
英續紛（落英續紛たり）」のように、花が亂れ飛びさまを言い、旗で
あれば張衡「東京賦」（『文選』卷三）の「牙旗續紛（牙旗續紛たり）」
のよう旗が風にひるがえるさまを言い、あるいは司馬相如「上林
賦」（『文選』卷八）の「鄙郢續紛（鄙郢續紛として）」のようひら
ひらと舞うさまを言う。『楚辭』「離騷」の「佩續紛其繁飾兮（佩は續
紛として其れ繁飾し）」は美しさなどが盛んなさまの意でも使われて
いる。

日本漢文では、藤原房前「侍宴（宴に侍す）」（『懷風藻』八七）の
「續紛周池蘋（續紛たり周池の蘋）」は、池の浮き草が美しく亂れ浮い
てゐるさま、『續日本紀』卷三十「寶龜元年五月十一日條」の「雜沓

續紛（雜沓續紛たるは）は吉兆が頻りに起きて入り乱れるさま、嵯
峨上皇「春江賦」（『經國集』卷一・二）の「續紛雜沓（續紛雜沓し）」
も鳥や魚が入り乱れるさま、『日本靈異記』卷下・三八「災與善表相
先現而後其災善答被縁（災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災
と善との答を被りし縁）」の「續紛而飛遷（續紛ひ飛び遷りき）」では
空の星が亂れ飛ぶさま、都良香「辨異物（異物を辨へよ）」（『都氏文
集』卷五・六四）の「續紛舛錯（續紛として舛錯するなり）」はさまで
ざまな生物が入り混じっているさま、菅原道眞「早春内宴、仁壽殿に侍し、同じく
殿、同賦春娃無氣力、應製一首（早春内宴、仁壽殿に侍し、同じく
春娃氣力無しを賦す。製に應する一首）」（『菅家文草』卷一・一四八）
の詩序の「變態續紛（變態續紛として）」では、ひらひらと舞う美し
さ、などで使用されている。

いずれにしても「續紛」は主として、入り混じって乱れるとか、旗
が翻るであるとか、花が亂れ飛び、ひらひらと舞うなどの意で使われ
ていて、日本の漢文作品においても同様の傾向にある。雪と關連させ
て使用しているのはやはり「雪賦」であつて、本文Bが寛治五年以降
に作成されたとするならば、まさに『師通記』において「雪賦」が引
用される時期と一致するのであって、やはりこの本文A「雪下」から
本文B「雪飛續紛」への改變は「雪賦」によるものと考え方が自然
であつて、「雪賦」の思想と表現をふまえたうえでわざわざ本文Bに
書き変えたものと考えるべきであろう。

（應德二年正月十日本文A）雪降、

（同日條本文B）雪降積庭、

（應德二年正月十二日本文A）天晴、山歸、別事不侍、雪深甚、
本文Aの段階では「積」「不積」という觀點では書かれないものが、
本文Bになつて書きなおされる。先程述べているようにこれも「雪
賦」による發想である。

つまり本文Bは寛治五年以降に作成された、この寛治五年前後とい
うのは「雪賦」の引用が行なわれるなど、『師通記』における漢籍に
對する意識の高まりをみることのできる時期であり、師通は意圖して
「攝關家の文體」から、これまで「正格漢文」と呼ばれてきた「漢
籍の文體（漢文體）」へと轉換した時期であったのである。漢籍の文
體（漢文體）を採用したということは、漢籍に使用された漢語なり知
識や思想的背景を漢文日記敘述のなかに組み込んだということがで
き、師通が漢學に勵んだことのひとつ目の結果なのである。

六、おわりに

「漢才」よりも「やまとだましひ」を重視する攝關家の作法は、日
記の文體としてもあらわれていた。和語の語順で漢文を書く、これは
日本語をそのまま漢字で書くという意識に近いと考えられるが、それ
がまさに「攝關家の文體」であったのである。『師通記』も途中まで
はこの、攝關家の文體で書かれていたわけだが、たとえば、本文A
からBへの書き換えがそうであるように、次第に漢文體を志向する。
「攝關家の文體」から「漢文體」への志向は、言わば「やまとだまし
ひ」から「漢才」への轉換である。ここに攝關家の日記における『師
通記』には、『漢書』と『後漢書』を匡房から學

通記』の特異性を指摘できる。

この轉換は單なる文體の轉換として評價してよいものではない。つ
まり、和語の語順で書く漢文は、そもそも知の基盤が和文にあるわけ
で、漢字の羅列ではあるけれども漢籍とはリンクしてこないものであ
る。⁽²⁾ところが師通が志向した日記の文體は、漢籍による語彙も多用す
ることで、知の基盤を漢籍に置いた、言い換えるならば東アジア古典
世界共通の知の基盤とチャンネルを合わせる行爲であつたと評價でき
るだろう。

師通がなぜそのような轉換を行なつたかということは、今後さらに
研究をすすめなければならないし、その要因が一つであるとは限らな
いのだが、一つには時代の轉換期ということをあげができるだ
ろう。師通の生きた時代は攝關全盛期を経うに過ぎ、白河上皇をはじめとする新たなる權力の臺頭してきた時代であった。かくて加えて、
すでに攝關家が外戚ではないにもかかわらずその地位を維持している
こと自體が、これまでの攝關政治なるものとは異質なものとなつてい
ることを證明するに十分である。⁽²⁾そんななかで攝關家嫡流に生まれた
師通が自らの政治的基盤を保障する根據としたのが、平安前期に重視
された文章經國思想の基盤としてあつた東アジアの古典たる漢籍では
なかつたか。文章經國思想においてもつとも重視されたのが、『史記』
『漢書』『後漢書』の三史と『文選』であった。佐藤道生は、文章經國
思想が攝關政治によつて後退し、『文選』よりも『白氏文集』が流行
したと指摘し、しかし、院政期になり學者文人が院近臣となり、大江
匡房のような儒者の能力が政治に必要とされるにおよび『文選』がま
た重視、活用されるようになつたと指摘している。大江匡房は師通の
學問の師である。『師通記』には、『漢書』と『後漢書』を匡房から學

んだことが書かれているほか、これらの引用、抜き書きも散見される。『史記』と『後漢書』本紀、そして『文選』については惟宗孝言から学んだことも見える。本稿で指摘した『文選』「雪賦」引用もうした流れに位置づけることができるだろう。

難解な『文選』に對して、比較的平易で詩人の感情を率直に表現した『白氏文集』の流行は攝關政治と軌を一にしたものであつた。そして、この『白氏文集』に大きく影響を受けて誕生した『源氏物語』は攝關文化の精華である。實は假名で書かれた長編物語であり日本最大の古典作品とされる、この『源氏物語』が廣く讀まれ、古典化が始まるとされるのが師通の死の直後の康和年間（一〇九九—一一〇四年）であつ⁽³⁾。

こうした假名テクストの古典化が自然發生的なものではなく、とくに『源氏物語』にあつては權力者の要請によるものであることは三田村雅子の指摘するところである⁽³⁾。攝關文化の精華である假名テクストの古典化が進んだ時代に、一方で自らが背負つて立つ攝關家の政治基盤の變質を認識していた師通は、前代の思想的基盤であつた漢籍に自らの權力の根據を見出し、同時に執政の立場から文章經國を實践しようとしていたのである。

『師通記』からは以上のようなことが言えそうであるが、今後は同時代の漢文日記、ならびにそれ以外の漢文テクストのありかた、そして假名テクストのありかたなどを漢文と假名といつた單純な對立軸ではなく、その中間に位置する「日本漢文」という視點も含めた複合的な考察が必要とされよう。

*引用本文は『後二條師通記』『御堂闕白記』『殿曆』（大日本古記

錄）・『中外抄』（新日本古典文學大系）・『文選』『周禮』『後漢書』（中華書局）により、必要に應じて他のテクストも參照した。割注は「」で括り、傍線は私に付した。

注

(1) 本稿は金文京『漢文と東アジア—訓讀の文化圈—』（岩波新書、二〇一〇年）、野間秀樹『ハングルの誕生—音から文字を創る—』（平凡社新書、二〇一〇年）、小峯和明『東アジアの中世文學』（『國文學』解釋と鑑賞）第七五卷一二號、二〇一〇年）などの研究と問題意識を共有するものとしてある。

(2) この場合、道長—賴通—師實—師通を言う。賴通の猶子となつた源師房の『土右記』、賴通の弟教通の『二東記』などは含まない。これらにはまた別の論理が存在するためであり、これについては別に稿を用意したい。

(3) 賴通と日記、『師通記』と賴通の關係については拙稿『漢文日記における語りと筆錄—『後二條師通記』を中心として—』（『中古文學』第八四號、二〇〇九年）参照。

(4) 藤原北家は、忠平以後、實賴・伊尹・兼通・賴忠・兼家・道隆・道兼・道長と攝關に就任するが、兼通・賴忠・兼家・道隆・道兼は日記執筆が確認できず、道長の前後だけをあげれば、むしろ道長が執筆したとのほうが異例とも言える。しかしながら師通の時代は攝關家の間が日記を記すことが定例となつており、道長の嫡男である賴通がどうやら日記をあまり記さなかつたようであることを考え合わせれば、道長の日記執筆と師通の日記執筆には根源的な相違があると考えたほうが普通で

はないか。いざれにしても攝關家にとつての日記執筆の意義はもう少し考えられるべき問題である。

- (5) 『師通記』の傳本については拙稿「後一條師通記」の傳本と受容」(『日本漢文學研究』第五號、一〇〇〇年) 參照。
- (6) 拙稿「漢文日記の生成—『後一條師通記』二つの本文—」(『日本文學』第五六卷九號、二〇〇七年)。
- (7) 川崎惠津子「『後一條師通記』に見られる文體の形成過程」(『國語と國文學』第七九卷九號、二〇〇一年)。
- (8) 松蔭齊「日記の家—中世國家の記錄組織—」(吉川弘文館、一九九七年) も参照。
- (9) もちろん、道長もどうやら自分の文體が「正格」漢文ではないことに氣づいていたらしく、上から消去したり書き足したりはするものの、基本的に無頓着に書きつづっている様子が自筆本から見ることができる。
- (10) 小山登久「平安時代公家日記の國語學的研究」(おうふう、一九九六年) 三六頁。
- (11) 訓讀は「宿所に還りて陛下に參る。申す事の趣、其の中の檢非違使四人に冠を給ふの條、頗る多く敍するの由仰せらるる所なり」。
- (12) 訓讀は「内府、和琴一張を予に志さる」。
- (13) 小山登久前掲書、三二頁。
- (14) 峰岸明「古記錄と文體」(古代學協會編『後期攝關時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年) も参照。峰岸は「攝關系」の文體」と「假に稱」し、「小野宮系」の文體が「漢文調の著しい文體」であるのに對し、攝關家のそれは「それから隔たつて日常實用文の色調の著しい文體」であると指摘している。
- (15) 神田龍身「漢文日記／口傳書／說話集—『江談抄』『中外抄』『富家語』の位相—」(『偽裝の言説—平安朝のエクリチュール—』森話社、一九九九年) 參照。
- (16) 「日本漢文」についてはすでに峰岸明『平安時代古記錄の國語學的研究』東京大學出版會、一九八六年) で言及されているが、その後の研究の進展と細分化に伴つて、總體的に「日本漢文」として論じられることが少なくなつてゐる。
- (17) なお、「雪下」の「フル」の漢字表記について、峰岸明は漢文日記においては多くのテクストが「降」の字を主表記とするが、「下」も使用されているとし、「降」字専用の文獻と言い得るものは、『九曆』『權記』など、限られている。中でも、『御堂闕白記』『師記』は、他の多くの文獻とは反対に「下」字を主表記、「降」字を副表記としていて、特色がある」と指摘している(前掲書、六七二頁)。
- (18) 拙稿「後一條師通記」の學習記錄—「日記敍述とテクスト生成—」(『東アジア比較文化研究』第七號、二〇〇八年)、同「後一條師通記」における漢籍引用—「日記敍述とテクスト生成—」(『學習院大學人文科學論集』第一七號、二〇〇八年) 參照。
- (19) 『白氏文集』卷一八・一一七二「荔枝樓對酒」に「荔枝新熟雞冠色、燒酒初開琥珀香」とある。
- (20) なお、「政事要略」卷二五「年中行事十一月(初雪見參事)」に「左傳。凡平地尺雪爲大雪。文選謝惠運〔連〕雪賦曰。盈尺則呈瑞於豐年。袤丈則表沴於陰德」とあり、また嵯峨天皇「和晉清公賦早雪」(『凌雲集』一八)に「雖言委積未盈尺、須賀初冬瑞氣呈」、紀長谷雄「春雪賦」(『本朝文粹』卷一)に「春之逢雪。深不過尺。(中略)還知豐年之致瑞」などとある。これは積雪と豐年の關係が「雪賦」を典據として、一般的に知られていたことをうかがわせるが、ここでは「雪賦」を日記に引用

すること、そこから廣がる知を日記に記すことの意味を問う觀點から注目するものである。

(21) 「師通記」永長元年六月十五日條、「殿曆」長治二年三月十九日、同二

十五日條にも同様の例がある。

(22) 小野泰央「『後二條師通記』の漢詩文表現—古記錄の記述と時令思想

—」(中央大學國文)第五二號、二〇〇九年。

(23) 「師通記」寛治六年八月二十七日條には「左大辨來臨、受讀後漢書四秩」とあり、「中歷」によると「四秩」は列傳三一から四〇にあたる。これ以前に列傳のどこを學習したというような詳しい記事はないものの、「師通記」からは師通が『後漢書』を體系的に學んでいることが見て取れるので、少なくともこの日以前に列傳の十八下にあたる「馮衍傳」を學んでいたと考えられるのである。

(24) 拙稿「『後二條師通記』寛治五年の「本記」「別記」」(『史聚』)第四三號、二〇一〇年)参照。

(25) 拙稿「『後二條師通記』寛治五年「曲水宴」關連記事における唱和記錄—「劉公何必入天臺」を始發として—」(王勇・吉原浩人編『海を渡る天臺文化』勉誠出版、二〇〇八年)参照。

(26) 實はそれ以前の應德二年正月十日本文B、同年正月十二日條本文Bに

もみることができるのだが、これについては後述する。

(27) 柳原惠津子「『後二條師通記』冒頭三カ年分の「本記」と「別記」について」(武藏野書院創立九〇周年記念論集『古典語研究の焦點』武藏野書院、二〇一〇年)参照。

(28) なお師通の孫である忠通の「雪裏老人思情」「法性寺關白御集」五二)には「續紛雪裏眼方驚」とある。

(29) 小松英雄は「日本語に基づいた書記テクストを作成する目的で、日

本語話者によつて、日本語話者のために工夫された書記様式」を「漢文」としている(『日本語書記史原論「補訂版」新裝版』笠間書院、二〇〇六年)。

(30) 「御堂關白記」などは和文の漢字化の様相を呈する記事も多い。これについては稿を改めて論じてみたい。

(31) 本來であれば師とした大江匡房との關係からも多く論じるべきであるが、本稿では「師通記」を中心として論じることに重心をおいたために殆どふれることができなかつた。大江匡房と師通との關係については、川口久雄『大江匡房』(吉川弘文館、一九六八年)、木本好信「藤原師通と大江匡房—關白と學儒との交わりー」「江記」(平安朝官人と記錄の研究—日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界—)おうふう、二〇〇〇年)、磯水繪『大江匡房—碩學の文人官僚ー』(勉誠出版、二〇一〇年)などを参照。本稿と特に關連の深いものとしては佐藤道生「大江匡房—和漢に通曉した高位の學者ー」(『國文學 解釋と鑑賞』第五七卷三號、一九九二年)、同「大江匡房の『文選』受容」(『國文學 解釋と鑑賞』第六十卷十號、一九九五年、のち『平安後期日本漢文學の研究』笠間書院、二〇〇三年)を参照。

(32) 後三條天皇以降、仲恭天皇までの約一五〇年間、攝關家は外戚の地位は獲得できなかつた。このことがかえつて「攝關家」を成立させることとなつたと橋本義彦は指摘する(『貴族政權の政治構造』『岩波講座日本歴史四 古代四』岩波書店、一九七六年)。またこれに關して「日記の家」としての攝關家という視點から松蘭齊前掲書(第八章)も参照。

(33) 佐藤道生「大江匡房の『文選』受容」(『國文學 解釋と鑑賞』第六十號、一九九五年、のち『平安後期日本漢文學の研究』笠間書院、二〇〇三年)。

- (34) 師通の漢籍學習と引用については前掲拙稿「『後』一條師通記」の學習記録—日記敘述とテクスト生成—ならびに「『後』一條師通記」における漢籍引用—日記敘述とテクスト生成—を参照。
- (35) 「弘安源氏論議」は『源氏物語』が寛弘年間に成立し、康和年間にひろまり、世尊寺伊行の『源氏釋』をその注釋のはじめとする。また、師通の師であった大江国房が『源氏物語』の注釋をつけていたらしいことが『雪月抄』からわかる。
- (36) 三田村雅子『記憶の中の源氏物語』(新潮社、二〇〇八年)。